

# 児童養育のためのお知らせ

## 児童扶養手当と特別児童扶養手当

市内に住む日本国籍を持たない方も受けられます。随時、子育て支援課（本庁舎二階）で申請でき、申請を受け付けた翌月分から支給されます。

なお、いずれも所得制限があります。また、公的年金を受けられる場合および児童福祉施設などに入所している場合は手当を受けられません。

### ●児童扶養手当

母子家庭や父に一定の障害がある児童の母または母に代わる児童の養育者に、支給します。次のいずれかに該当する児童が、満十八歳に達した

日の属する年度の三月末日（一定の障害がある場合は二十歳未満）まで支給します。

### 対象

①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父に一定の障害のある児童④父に一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父と生計が同じではない児童

### ●特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する二十歳未満の児童を家庭で養育している方に支給します。

### 対象

①精神に障害があり、一人ではまったく日常生活ができないまたは著しく制限される児童②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級・二級および三級程度の児童  
問い合わせ：子育て支援課  
TEL 224-5821

### 児童手当

小学校修了前のお子さんがいて、前年の所得が一定未満（上表）の方に支給されます。該当する方で申請していない方は、印鑑・請求者名義の預

貯金通帳（ゆうちょ銀行を除く）・健康保険証を持参し、子育て支援課（本庁舎二階）または出張所・連絡所に申請してください。申請を受け付けた翌月分から支給されます。

### ●特別給付

児童手当の所得限度額を超えていても、厚生年金・私学共済などに加入していて、所得が一定額未満（上表）の方は、特別給付が受けられます。

特別給付の受給者が会社などを退職したときは、消滅届を提出してください。

所得の算出には一定の控除があります。詳しくはお尋ねください。

問い合わせ：子育て支援課  
TEL 224-5821

### 遺児手当

市では、両親がいない義務教育修了前の児童を養育している方に対し「遺児手当」を支給しています。次の支給要件のすべてに該当する方は、子育て支援課（本庁舎二階）へ申請してください。

### 支給要件

①児童が両親のいずれとも別居している②児童と同居し、養育している③児童が親の扶養を受けていない④市内に住民登録または外国人登録をしている

持ち物：印鑑・預貯金通帳（ゆうちょ銀行を除く）

問い合わせ：子育て支援課  
TEL 224-5821

### ひとり親家庭などに医療費の一部を支給

ひとり親家庭や、父母のいずれかが障害者の家庭の方などが、医療保険制度で医療機関にかかった場合、医療費の一部を支給します。

支給を受けられる方

次のいずれかに該当する児童と、父・母・養育者。日本国籍を持たない方も受けられます。

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父母のいずれかが一定の障害の状態にある児童④父または母に一年以上遺棄されている児童⑤その他の理由で父または母

と生計が同じではない児童

### 児童の年齢

満十八歳に達した日の属する年度の三月末日（一定の障害がある場合は二十歳未満）までです。次の場合は受けられません。

①生活保護などを受けている②本人または同居の扶養義務者に一定額以上の所得がある

### 受給者証交付申請手続き

受給には「受給者証」が必要で、次の①～⑥を用意し、医療助成課（本庁舎二階）に交付申請をしてください。

①印鑑②健康保険証③全部事項証明（戸籍謄本）④世帯全員の住民票の写し⑤申請者名義の預貯金通帳（ゆうちょ銀行を除く）⑥前住所地の役所が発行する所得証明書（平成二十年一月一日現在、川越市に住んでいなかった方）

\*児童扶養手当を受給している方は、手当証書を提示することにより③④⑥を省略できます。

問い合わせ：医療助成課  
TEL 224-5842

\*電話のかけまちがいに、ご注意ください。

## 児童手当所得限度額表（平成20年度）

扶養人数	児童手当	特例給付
0人	468万円	540万円
1人	506万円	578万円
2人	544万円	616万円
3人	582万円	654万円
4人以上	1人につき38万円ずつ加算	

\*対象は、平成19年分の所得です（収入額ではありません。源泉徴収で収入が給与のみの場合は、給与所得控除後の金額です）。限度額表には政令控除分8万円が加算してあります。



「市民の日」は、「市民が、市の歴史を知り、自治の意識をたかめ、進歩そして調和を目指す日」として、昭和57年に設けられました。これを記念し、下記の日程は、各施設が無料で利用できます。

■12月1日(月)・7日(日)に無料となる施設

市立博物館	TEL222-5399	午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)	入館料
蔵造り資料館	TEL225-4287		
市立美術館	TEL228-8080	午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)	常設展の観覧料
川越まつり会館	TEL225-2727	午前9時30分～午後5時30分 (入館は午後5時まで)	観覧料
児童センター こどもの城	TEL225-7288	①午前11時～②午後3時～	プラネタリウム観覧料
東後楽会館	TEL224-3366	午前9時30分～午後4時 (入浴は午前10時～午後3時30分)	入館料
西後楽会館	TEL232-6177		

■12月1日(月)に無料となる施設

武道館	TEL224-7220	午前9時～午後9時	個人使用料
喜多院	TEL222-0859	午前9時～午後4時	中学生以下の拝観料

■12月7日(日)に無料となる施設

サンライフ川越	TEL225-5445	午前9時～午後5時	トレーニング室使用料
芳野台体育館	TEL225-5445	午前9時～午後5時	使用料
総合福祉センター オアシス	TEL228-0200	①午後3時30分～5時30分 ②午後6時30分～8時30分	プール使用料

■シルバーガイド・市民の日無料観光案内

問い合わせ…シルバー人材センター・TEL222-2075

12月7日(日)、午前10時～午後2時30分に、直接、喜多院多宝塔または時の鐘に集合。随時、集合場所の周辺を案内します。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

- アンケート調査にご協力をお願いします 広聴課・TEL224-5011  
市民の皆さんの意識や動向を把握し、今後の施策の参考とします。アンケート用紙(往復ハガキ)が届いた方は、ご協力をお願いします。
- 火災などで損害を受けた家屋の固定資産税などが減免される場合があります 資産税課管理担当・TEL224-5642  
消防局予防課が発行した「リ災証明書」を持参し、資産税課(本庁舎2階)でご相談ください。詳しくはお尋ねください。
- 埼玉県民手帳を販売しています 情報統計課・TEL224-5561  
12月25日(木)まで、情報統計課(本庁舎分室2階)で販売しています。500円。色は、黒とグレイッシュブルーの2色です。
- 埼玉県最低賃金の改正について 埼玉労働局賃金室・TEL048-600-6205  
10月17日から、埼玉県最低賃金は1時間当たり722円に改正されました(6つの産業別最低賃金を除く)。詳しくはお尋ねください。
- 求人企業合同面接会 埼玉県雇用対策協議会・TEL048-647-4185  
12月19日(金)、午後1時～4時30分。ソニックシティ(さいたま市)。来年3月に大学・短大・専門学校を卒業予定または卒業後3年以内の方。
- 裁判員制度が始まります! さいたま地方裁判所刑事訟廷分室・TEL048-863-4111  
来年5月21日(木)から裁判員制度が始まります。裁判員候補者は、有権者の中から選ばれます。候補者になった皆さんには、11月末に裁判所から郵便でお知らせします。